

令和3年臨時第2回市議会会議録(第1日)

令和3年8月2日午前9時30分臨時第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	荒卷	隆伸
3番	村上	義徳	11番	瀬口	健
4番	奥菌	由美子	12番	壇	康夫
5番	吉原	政宏	13番	中尾	眞智子
6番	末吉	達二郎	14番	中島	一博
7番	古賀	義教	15番	宮本	五市
8番	前原	武美	16番	牛嶋	利三

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	宋由美子
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	総務課長	椛嶋晋治
副市長	宮寄敬介	契約検査課長	吉開勝
教育長	待鳥博人	上下水道課長	甲斐田裕士
総務部長	西山俊英	上下水道課長 下水道係長	鶴保憲
建設都市部長	松尾武喜		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 議長辞職の件
- (4) 議案第33号 工事請負契約の締結について

(追加日程)

- (1) みやま市議会議長の選挙について
- (2) 常任委員の所属変更について
- (3) 常任委員の選任について
- (4) 議会運営委員の選任について
- (5) 議会改革調査特別委員会委員の選任について
- (6) 議長の常任委員の辞任の件
- (7) 議席の一部変更について

午前9時30分 開会

○議長（荒巻隆伸君）

皆さんおはようございます。ただいまから令和3年臨時第2回市議会を開会いたします。
これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長（荒巻隆伸君）

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件は、先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めます。前原議会運営委員会委員長、お願いします。

○議会運営委員長（前原武美君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和3年臨時第2回市議会の運営につきまして、7月26日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

第1に、本会議に付議されました案件は、議長辞職の件及び議案第33号 工事請負契約の締結についての2件でございます。

第2に、本会議の開催は、本日8月2日の1日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては、既に皆さん方に資料を配付しておりますので、御参照方よろしくお願い申し上げます。

第4に、審議方法につきましては、2件ともいずれも即決といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒巻隆伸君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定をいたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（荒巻隆伸君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、13番中島一博議員、1番河野一仁議員、両名を指名いたします。

日程第3 議長辞職の件

○議長（荒巻隆伸君）

日程第3．議長辞職の件を議題といたします。

本件は、私の一身上に関する件でありますので、ここで副議長と交代をいたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（宮本五市君）

それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

本件は、地方自治法第117条の規定による除斥事件でありますので、16番荒巻隆伸君の退場を求めます。

〔荒巻隆伸議員退場〕

○副議長（宮本五市君）

お手元に配付のとおり、荒巻議長より議長を辞職したいとの申出があります。

お諮りします。申出のとおり16番荒巻隆伸君の議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、16番荒巻隆伸君の議長の辞職を許可することに決定しました。

荒巻隆伸君の入場を許可します。

〔荒巻隆伸議員入場〕

○副議長（宮本五市君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。みやま市議会議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、みやま市議会議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに選挙を行うことに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前9時35分 休憩

午前 9 時 36 分 再開

○副議長（宮本五市君）

休憩を閉じて会議を再開します。

追加日程第 1 みやま市議会議長の選挙について

○副議長（宮本五市君）

追加日程第 1. みやま市議会議長の選挙についてを議題とします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思っております。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、議長が指名推選することに決定しました。

みやま市議会議長に 15 番牛嶋利三君を指名いたします。

ここでお諮りいたします。ただいま指名いたしました牛嶋利三君をみやま市議会議長選挙の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました牛嶋利三君がみやま市議会議長に当選されました。

当選されました牛嶋利三君が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

議長に当選された牛嶋利三君に当選承諾及び挨拶を求めます。演壇のほうにお願いいたします。

○15 番（牛嶋利三君）（登壇）

改めまして、皆さんおはようございます。私ごとで大変僭越でございますけれども、本当

に第2回の市議会臨時会という大変貴重な時間をいただきまして、一言御挨拶をさせていただきます。

ただいま栄えある本市の市議会議長の互選に賜りまして、心から感謝とお礼を申し上げます。このことで、今改めてこの責任の重さ、重大さをひしひしと感じているところでございます。

さて、今朝の全員協議会の所信表明でも訴えさせていただいた経緯でございますが、私ども市議会の果たす大きな役割といたしまして、まず世界的に猛威を振るっておりますこの新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策、そして、コロナウイルスによりまして、痛みきった市民生活の日々の生活を取り戻す、そのことは当然なことでもあります。

現在進行中であります柳川市さんとの一部事務組合で進めております新ごみ焼却施設の問題、あるいはこの右側の仮称でございますが、総合市民センターの問題、そして、大学跡地の問題、また、九州自動車道みやまインター付近での産業団地の問題、そして、喫緊の課題として進めていただいておりますが、本市立小・中学校の統合問題等々、諸問題が山積しております。

私ども議員は、市民から負託を受けたこの議会の代表者として、その指名と責任を果たさなければならないと思っておるところでございます。

私は、執行部との一定の距離を保ちながらも、緊張感を持ちながら、車の両輪のごとく、全議員さんの本当に知恵のあるアドバイス等々、そしてまた、意見や要望を聞きながら、さらにこの議会内容の充実強化に努めますとともに、円滑で公平公正な議会運営を目指し、皆さんと共々頑張りたいと考えております。また、みやま市の発展と様々な課題に対し、迅速かつ的確な施策を実現できるよう、皆さんと共々頑張りたい所存であります。

どうぞ今後とも皆様方の温かい御支援と御指導、そして、御鞭撻をいただきますよう心からお願いを申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（宮本五市君）

議長と交代します。牛嶋議長、議長席にお着きをお願いします。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは早速、議長の職務を取らせていただきます。

日程第4 議案第33号

○議長（牛嶋利三君）

日程第4．議案第33号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応で、お医者様をはじめ、医療関係者、従事者の皆様に深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

現在、ワクチン接種を進めている状況ではございますけれども、新型コロナウイルス感染症は、デルタ株の感染などにより、これまでにないスピードで感染が拡大しております。本日から福岡県はまん延防止等重点措置が適用されます。本市といたしましても、全力で感染拡大防止に努めてまいり所存でございます。皆様方のさらなる御理解、御協力をお願い申し上げます。

では、議案の提案理由を説明させていただきます。

議案第33号 工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、下庄雨水ポンプ場2号ポンプ機械・電気設備更新工事に伴い、その予定価格が150,000千円以上となることから、みやま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

当該工事につきましては、契約締結後、直ちに着工し、令和5年3月10日の完成を予定しております。

工事の概要につきましては、2号ポンプとこれらに関連する機械設備及び電気設備の製作、設置をするものでございます。

今回の工事に当たりましては、条件付一般競争入札を実施しております。その結果、工事請負人が株式会社ミゾタ福岡支店、請負金額は313,887,200円でございます。

資料として、一般競争入札結果表、契約内容表及び平面図を添付しておりますので、御参照いただきたく存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑に当たりましては、会議規則第55条の規定のとおり全て簡明に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いをいたします。

それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

今回のこのポンプの設置によって、期待できる効果が分かれば報告をお願いしたいと思いますが。

○議長（牛嶋利三君）

甲斐田上下水道課長。

○上下水道課長（甲斐田裕士君）

上津原議員の質問なんですけれども、効果と申しませば、老朽化したポンプ及びエンジン、その他、機械、電気系統について新しく新品になるということですので、どちらかというところ突発的な故障なり、動かなくなったか、そういうことがないような形になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

担当課のほうに聞けばよかったですけど、ちょっとその暇がなくて、簡単でございませぬので、お返事をいただきたいと思うんですが、今回の一般競争入札、こういうコロナ禍の中での一般競争入札、通常的一般競争入札と違ったのかどうか、コロナ禍であるということから、通常的一般競争入札と違ったのかどうか、お聞きしたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

吉開契約検査課長。

○契約検査課長（吉開 勝君）

おはようございます。今の瀬口議員の御質問にお答えいたします。

今現在の入札の方法ということでお話をしたいと思いますけれども、一昨年までは会場での集合していただいていた入札をこの間行ってきております。昨年度4月から、コロナウイルスが非常に蔓延してきたということもありまして、会場の密を避けるということもあります。

し、控室も狭いということもございましたので、会場入札を避けて、事前に札を持ってきていただく形での入札を臨時的に行ってきましたけれども、なかなかコロナウイルスも減らないという形になりましたので、1年間はその形で進めてまいっております。ですから、その後、本年度6月から、それも少し前に進めさせていただいて、郵便入札ということで、札を郵便で送っていただくという形を取らせていただいております。これもコロナウイルス対策の一つにもなります。窓口は何回も来ていただくような形じゃなくて、郵便にすることによってそれも避けられるということもございますので、そういった方法に変えさせていただいております。

あと、会場での開札の状況でございますけれども、当然、これまでは各業者さん、一般競争入札に参加される業者さんにつきましては、全てがその場に来ていただくということでございましたけれども、コロナウイルス対策、郵便入札もですけれども、こちらから立会人さんを2者以上選任をさせていただくという形で、なるべく少なく立会人をやってきていただくような形で入札を進めさせていただいております。

ただ、入札に来てはいけないということじゃございませんで、立会いを希望される方につきましては、希望される方については参加していただいて結構ですということでの、少し弾力性を持った入札をさせていただいているというのが現状でございますので、こういうことでお答えしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

やり方にどうのこうの言うわけじゃないからですね、ただ方法、こういう状況下においての手法をちょっとお尋ねしよるわけですが、今郵便入札もそういう手法もあるんだなということで納得したわけですけど、ここで、くじの落札決定になっておるわけですね、くじ。ですから、郵送によって入札金額をされた。そして、立会人が2者以上、希望する方は来ていいですよということですが、この希望者がどがしこあったのか、実際はどれくらいその会場に集まられたのか、それが一つと、入札の落札、これはどういうふうにしてされたのか。皆さんがもちろん集まってなかでしょう。ですから、この郵便による入札で、落札のくじはどうされたのか、それをお聞きします。

○議長（牛嶋利三君）

吉開契約検査課長。

○契約検査課長（吉開 勝君）

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず立会いは、今回2者選任をさせていただいております。それからあと、業者さんのほうからたしか2者来られたと思いますので、4者の方が立会いに来られたんじゃないかと認識しております。すみません、手元に資料がございませんので、4名だったと思います。

あと、私たち職員が通常3名入りますけれども、この日は2名で対応させていただいたかと思えます。

それと、くじ引きになったときといいますか、立会いの入札の透明性を確保するために直接入札事務に携わらない市の職員を1人立会いを毎回お願いしているところがございますので、そこまで合わせたところでの会場の状況でございました。これがそういうことです。

あと、最終的な落札者決定に当たってのやり方でございますけれども、あくまでも今回8者手を挙げられてあって、同額での札を入れられてあるということになると、くじ引きによる業者決定になります。

まず順番決めのくじ引きと、本選といまして、落札者を決定する2回のくじ引きを行うこととしております。1回目のくじ引きにつきましては、参加申請書を持ってこられた順番、ここに書いてある上からの順番で、1から8までの順番でまずはくじを引いていただくという形になります。くじ引きにつきましては、20本の棒を入れた箱の中からそれぞれ引いてもらうという形で、順番が若いほうが優先ですよという形でのくじを行います。そこで順番が決まった業者さんの順番でやっていくというのが流れでございます。ただ、その場に参加されていない事業者さんもございますので、そこにつきましては、先ほど言った入札事務に直接関与しない市の職員のほうが引かせていただくということで、くじを引いているという状況でございます。

あわせて、その次に、本選のための順番が決まりましたら、そこでまたくじを引いていただいて、若い順でということでやりますので、数が少ない方が落札者ということで決定をしたというのがこの流れでございますので、株式会社ミゾタ福岡支店さんが一番若いくじを引かれたということで決定をしているということでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

10番瀬口健君。

○10番（瀬口 健君）

棒状ですよ、今おっしゃるとは。それは通常ですよ。全員が集まった中で順番を引くくじを最初引いて、そして、本抽せんという形の事を言いよんなはつとでしょう。今回は郵送だから、今話を聞くと2者選んであと2者が来なはつた、4者しか来とらん、半分しかですよ、そこにおんなさらん。あと4者については、職員さんがくじを引いた、順番どおりで。それで皆さん納得をしてあるとでしょうか、どうでしょうかということですよ。それをお聞きして、私の質問は終わるんですが、業者さんがそれで納得してあるならそれでよかですよけど。

○議長（牛嶋利三君）

吉開契約検査課長。

○契約検査課長（吉開 勝君）

お答えします。

今のところ、このやり方でいかせていただきたいということでの周知を図らせていただいておりますので、御納得いただいているということで、今のところ、疑義が生じた御意見はございませんので。（「最初それは言わにゃいかんでしょ。問題ないですかと。今のところじゃなくて、私が言いよつとは、抽せんをする前に職員に引かせますということをお納得済みなんですかと聞きよるわけです」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

今回の郵便入札につきましては、みやま市郵便入札要領というものを作成しております。その中で、くじによる落札者の決定というふうなところの中で、その要領に基づいてきちっと決定をしたところがございます。業者のほうはそれで納得していただいております。

以上でございます。（「ちょっと分からん、今のところ、語尾は……」と呼ぶ者あり）業者のほうは納得をしていただいております、この結果につきましては。以上でございます。

（「納得した上でくじを職員が引いたということですよ」と呼ぶ者あり）はい、そういうことでございます。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

ちょっと市民が安心するために質疑をさせていただきますけど、今回、2号機についての電気設備等の機械的設備更新ということで案件が上がっているんですけど、一番最後に、ページ数、平面図がありますよね。これを見ると、ちょっと私、勉強不足で悪いんですけど、1号機、2号機があつて、あと1台もこれは排水ポンプなのか、その点を教えていただけませんか。

○議長（牛嶋利三君）

甲斐田上下水道課長。

○上下水道課長（甲斐田裕士君）

今回、2号ポンプということで更新なんですけれども、ここには大きいエンジンポンプがまず2機座っておりまして、図面で言うと、その上部に小さいポンプが2台座っております。今回は大きい2台のうちの1台を更新するという形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

2号機は機械に不調等があつて変えにゃいかんという御回答だろうと思いますけど、この1号機、それと小型の2台ですね、2機、これについての耐用年数と、あるいは今までの状況の中でも、これも順次計画的にしないといけない状況なのかどうか教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

甲斐田上下水道課長。

○上下水道課長（甲斐田裕士君）

このポンプ、エンジン等につきましては、もう既に40年を経過しておりまして、耐用年数を超えている状況ではございます。よって、どれも急ぐのではあるんですけども、どうしても予算の関係等ございまして、今回については来年度までの工期によって、2号のポンプとエンジン、それに電気関係の更新を行う、その後にも大きい1号ポンプのほうを令和5年、6年あたりでまたやりかえていきたいと思っております。

これで今回終わりじゃなくて、この後も5年計画という形で国庫補助等もあるかと思いま

すので、またそれに乗せ込んで随時必要な部分を更新していきたいと思っております。

以上です。（「1号機の耐用年数は40年ですか」と呼ぶ者あり）一応40年を過ぎておりますので、もう更新時期ということでございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

計画的にしていくということで、全議員さん、執行部も分かっているように未曾有の災害というものが出てきよりますから、これについては執行部のほうもしっかり取り組んで、1号機の耐用年数も超えていると。不備もあって、修理はされていると思いますけど、市民の安心・安全のためにそこら辺についてはしっかり取り組んでいただきたいと思っておりますので、よければ市長のほうで教えていただくとありがたいです。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今、課長が申しあげましたように、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第33号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行ってまいります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

この採決は起立によって行ってまいります。

議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第33号 工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開につきましては追って連絡をいたします。

午前10時04分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

各常任委員会の正副委員長より辞任の申出があり、委員会条例第13条の規定によりまして、これを許可されましたので、報告をいたします。

お諮りいたします。各常任委員会の所属変更についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、常任委員の所属変更についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第2 常任委員の所属変更について

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第2. 常任委員の所属変更についてを議題といたします。

総務常任委員の森弘子君から文教厚生常任委員に、文教厚生常任委員の末吉達二郎君から産業建設常任委員に、産業建設常任委員の牛嶋利三君から総務常任委員にそれぞれ常任委員会の所属を変更したいとの申出があります。

各議員から申出のとおり、常任委員会の所属を変更いたします。

お諮りいたします。常任委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、常任委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第3 常任委員の選任について

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第3、常任委員の選任についてを議題といたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。よって、総務常任委員に荒巻隆伸君を指名いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は追って連絡をいたします。

午前10時29分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続きまして会議を再開してまいります。

ただいま各常任委員会におきまして、委員長、副委員長が互選をされております。その結果を報告いたします。

総務常任委員会委員長に吉原政宏君、副委員長に古賀義教君。

文教厚生常任委員会委員長に奥菌由美子君、副委員長に村上義徳君。

産業建設常任委員会委員長に中島一博君、副委員長に上津原博君。

以上のとおりでございます。

続きまして、議会運営委員会の正副委員長より辞任の申出がございます。

委員会条例第13条の規定によりまして、これを許可されましたので、報告をいたします。

また、議会運営委員の辞任について、お手元に配付しておりますとおり、末吉達二郎君より辞任の申出があり、委員会条例第14条の規定により、これを許可しましたので、報告をいたします。

続いて、議会改革調査特別委員会の正副委員長より辞任の申出があり、委員会条例第13条の規定によりこれを許可されましたので、報告をいたします。

また、議会改革調査特別委員の辞任について、お手元に配付しておりますとおり、末吉達二郎君、中尾眞智子君、この兩名より辞任の申出があり、委員会条例第14条の規定によりまして、これを許可しましたので、報告をいたします。

ここで議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることと決定をいたしました。

追加日程第4 議会運営委員の選任について

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第4．議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長が指名することとなっております。よって、村上義徳君、以上の1名を新たに議会運営委員に指名をいたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名をいたしました1名の諸君を新たに議会運営委員とすることと決定をいたしました。

ここで、議会改革調査特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることと決定をいたしました。

追加日程第5 議会改革調査特別委員会委員の選任について

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第5．議会改革調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長が指名す

ることとなっております。よって、村上義徳君、荒巻隆伸君、以上の2名を新たに議会改革調査特別委員会委員に指名いたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、新たに議会改革調査特別委員会委員とすることに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は追って連絡いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議会運営委員会、議会改革調査特別委員会の各委員会におきまして、委員長、副委員長が互選をされました。その結果を報告いたします。

議会運営委員会委員長に前原武美君、副委員長に上津原博君。

議会改革調査特別委員会委員長に宮本五市君、副委員長に荒巻隆伸君。

以上のとおりであります。

牛嶋利三君から、職責上の都合によりまして、総務常任委員の辞任願が提出されております。

お諮りいたします。議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、追加日程第6として議題にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第6として議題とすることと決定をいたしました。

追加日程第6 議長の常任委員の辞任の件

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第6. 議長の常任委員の辞任の件を議題といたします。

この件につきましては、地方自治法第117条の規定によりまして、議長は除斥となりますので、副議長に議長の職務を行っていただきます。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（宮本五市君）

それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、私が議長の職務を行います。

本件は地方自治法第117条の規定により除斥処分でありますので、15番牛嶋利三君の退場を求めます。

〔牛嶋利三議長退場〕

○副議長（宮本五市君）

牛嶋議長から、その職責上の事由によって、常任委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮本五市君）

異議なしと認めます。よって、牛嶋議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

ここで牛嶋議長の入場を求め、議長を交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ここで議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題とすることと決定をいたしました。

追加日程第7 議席の一部変更について

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第7. 議席の一部変更についてを議題といたします。

議長選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更いたします。

お諮りをいたします。荒巻隆伸君の議席を10番に、瀬口健君の議席を11番に、壇康夫君の議席を12番に、中尾眞智子君の議席を13番に、中島一博君の議席を14番に、宮本五市君の議席を15番に、牛嶋利三君の議席を16番にそれぞれ変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま申し上げましたとおり、議席の一部を変更することと決定いたしました。

お諮りいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条により議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。これにて会議を閉じます。

令和3年臨時第2回市議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時46分 閉会

上記会議の次第は、田中裕樹の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 荒 卷 隆 伸

みやま市議会議長 牛 嶋 利 三

みやま市議会副議長 宮 本 五 市

みやま市議会議員 中 島 一 博

みやま市議会議員 河 野 一 仁